

# 全日本実業団自転車競技連盟規約

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 本連盟は、全日本実業団自転車競技連盟と称する。

### (目 的)

第2条 本連盟は、自転車競技を愛好する全国の社会人がそれぞれの分野において働きながら鍛錬を重ね、体力の向上及び健全な精神の涵養につとめ、サイクリングスポーツの普及、発展に寄与することを目的とする。

### (定 義)

第3条 本連盟における加盟団体とは、自転車競技愛好者の団体（チーム）であって、別に定める規定により本連盟に登録されたものをいう。

### (事 業)

第4条 本連盟は、第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 自転車競技に関する諸計画の立案と実施
- (2) 財団法人日本自転車競技連盟に加盟する。
- (3) その他、本連盟目的達成のため必要な事業

### (事 務 局)

第5条 本連盟は、主たる事務局を東京都に置き、支部を東日本と西日本に置く。

2. 本部事務局の責任者として、事務局長を置く。
3. 事務局長は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
4. 事務局長は理事とする。

### (組織及び登録)

第6条 本連盟は、加盟団体をもって組織する。

2. 加盟団体の登録は、その住所により、東日本及び西日本支部とする。  
なお、東日本及び西日本支部の地域区分は、別表による。

### (加 盟)

第7条 第3条に定める自転車競技愛好者は、次の手続きを経て本連盟に加盟することができる。

- (1) 加盟申請書を提出する。（様式所定）
- (2) 加盟金と当該年度の年会費を納入する。

### (脱 会)

第8条 本連盟を脱会するときは、脱会届を提出する。（様式任意）

### (除 名)

第9条 加盟団体が、次の何れかに該当するときは、総会の決議により除名することができる。

- (1) 本連盟に対する業務を怠り又は本連盟の対面を傷つけ、もしくは本連盟の目的達成に反する行為があったとき。
- (2) 会費を1年以上納入しないとき。
- (3) 本連盟の定める規定、規則等の違反が著しいとき。
- (4) 前項第1号の規定により除名する場合は、その加盟団体にあらかじめ通知し、除名を決議する総会において弁明する機会を与えなければならない。

## 第2章 役員、専門委員、実行委員、顧問及び参与

### (役員)

第10条 本連盟に次の役員を置く。

- 理事 25名以内
- 監事 3名以内

2. 理事は、互選により理事長1名、副理事長3名以内、専務理事1名及び支部長を定める。

### (役員を選出)

第11条 役員は、総会において加盟団体および(社)自転車協会より選出する。

- 2. 東西支部の推薦により、理事会を経て総会決定する。
- 3. 総会の議決を経て学識経験者を役員として選出することができる。

### (役員職務)

第12条 理事長は、本連盟を代表し、会務を総理する。

- 2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。
- 3. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、会務を掌理する。
- 4. 支部長は、当該支部を代表し、支部の業務を統括する。
- 5. 理事は、理事会を組織する。
- 6. 監事は、本連盟の財産及び会務の状況を監査する。

### (役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2. 役員は、任期満了の場合でも、後任者が就任するまで引続きその職務を代行する。
- 3. 役員に欠員が生じたときは、業務執行に支障のない限り次期総会まで補充しないことができる。
- 4. 補欠又は増員による役員任期は、前任者の任期の残存期間とする。
- 5. 役員は満70歳で定年とする。(満年齢に達した月で退任となる。)  
但し、理事長、専務理事、監査役は除外する。

### (評議員)

第14条 全面削除

### (報酬)

第15条 役員及び専門委員は無報酬とする。

### (顧問及び参与)

第16条 本連盟に顧問及び参与を置くことができる。

- 2. 顧問及び参与は、理事会の推薦により理事長がこれを委嘱する。
- 3. 顧問及び参与は、重要な会務について理事長の諮問に応ずるものとする。
- 4. 顧問及び参与の任期については、第13条の規定を準用する。

## 第3章 総会、理事会及び委員会

### (会議の種類)

第17条 本連盟の会議は総会、理事会、専門委員会、運営委員会及び実行委員会とする。

### (総会の開催)

第18条 総会は、加盟団体をもって構成する本連盟の最高決議機関であって、定時総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内、臨時総会は理事長が必要と認めるとき、又は加盟団体の3分の1以上の請求があったとき、理事長が召集してその議長となる。

- 2. 総会は、加盟団体の3分の1以上が出席しなければならない。
- 3. 総会の議事は、その出席者の過半数をもって決する。

(総会決議事項)

第19条 総会においては、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 規約の制定又は改廃
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) 加盟金及び会費
- (6) 加盟団体の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他本連盟の運営に関する基本事項

(総会の表決権等)

第20条 やむを得ない事由により、総会に出席できない加盟団体は、あらかじめ通知があった事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。ただし、代理人はその代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

2. 前項の規定により表決権を行使する場合、前条の規定の運用については出席したものとみなす。

(理事会の開催)

第21条 理事会は、必要に応じ随時理事長が招集してその議長となる。

2. 理事会は、理事定数の過半数の出席をもって成立し、議事は出席理事の過半数をもって議決する。ただし、賛否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の議決事項)

第22条 理事会において、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 本連盟の運営に必要な細則の制定及び改廃
- (3) 役員(学識経験者)、専門委員、顧問及び参与の推薦に関する事項
- (4) その他の本連盟の運営に関する事項

(専門委員会)

第23条 専門委員会は、必要に応じ随時理事長が招集してその議長となる。

2. 専門委員会は、本連盟の運営に関し理事長から諮問された事項を審議し、意見を具申する。
3. 専門委員会は、競技審判委員会と広報委員会を設置する。

(運営委員会、実行委員会)

第24条 本連盟の運営又は自転車競技大会等を実施するために、本部及び支部に運営委員会又は実行委員会を設けることができる。

2. 運営委員又は実行委員は、必要に応じ理事長又は支部長が委嘱する。
3. 運営委員又は実行委員は、当該業務終了までとする。

(議事録)

第25条 総会、理事会、専門委員会の議事については記録を作りこれを保管する。

2. 運営委員会又は実行委員会は、必要に応じ記録を作り保管する。

## 第4章 経 理

(経 費)

第26条 本連盟の経費は、次のものをもってこれにあてる。

- (1) 加盟団体の加盟金及び会費
- (2) 事業収益金
- (3) 賛助会費
- (4) その他の収入

(分 担 金)

第 2 7 条 本連盟の加盟金及び会費は、定時・臨時総会において決定する。

(事 業 年 度)

第 2 8 条 本連盟の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同年 1 2 月 3 1 日に終わるものとする。

(監 査)

第 2 9 条 理事長は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に当該事業年度の収支決算書、財産目録及び貸借対照表を作成し、事業報告書とともに監事の監査を受けなければならない。

(監事の職務)

第 3 0 条 監事は、前条の書類を受理したときは遅滞なくこれを監査し、意見書を付して理事長に送付しなければならない。

(総会提出事項)

第 3 1 条 理事長は、前条の書類及び意見書を受理したときは、総会に提出しなければならない。

第 5 章 付 則

付 則 昭和 4 2 年 3 月 2 3 日より施行する。

付 則 昭和 4 5 年 6 月 2 4 日より施行する。

付 則 昭和 5 2 年 6 月 1 0 日より施行する。

付 則 昭和 5 3 年 6 月 1 6 日より施行する。

付 則 昭和 5 5 年 5 月 2 3 日より施行する。

付 則 昭和 5 9 年 6 月 1 9 日より施行する。

付 則 昭和 6 0 年 6 月 5 日より施行する。

付 則 平成 5 年 3 月 7 日一部改正

付 則 平成 9 年 2 月 1 5 日一部改正

(事業年度の切り替えは平成 1 0 年度からになり、8 年、9 年は変則年度となる。)

付 則 平成 1 4 年 1 2 月 7 日一部改正

付 則 平成 2 0 年 2 月 1 6 日一部改正

別 表

支 部 別 地 域 表

(支 部 名)

東日本支部 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、東京都、茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県

西日本支部 岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

# 全日本実業団自転車競技連盟細則

## 1. 加盟条件

規約第1条総則第3条に定める加盟団体（以下「チーム」という）が、全日本実業団自転車競技連盟（以下「実車連」という）に加盟する場合の条件は、次のとおりとする。

- (1) チーム代表者（責任者）が実業に従事しているものであること。
- (2) チーム構成は、(財)日本自転車競技連盟（以下「日車連」という）の登録競技者及び外国連盟登録者からなり、「日車連」登録競技者が最低2名いることを原則とする。
- (3) 「日車連」登録競技者のうち、カテゴリー「ジュニア」「ビギナー」と外国連盟登録者のみのチーム登録はできない。
- (4) 「日車連」登録競技者のうち、日本学生自転車競技連盟（以下「学連」という）に登録している競技者は個人単位での登録は出来ないが、「学連」所属チーム単位での加盟は認める（この中には、OBを含むJCF登録競技者が入っていても差し支えない）。全国高等学校体育連盟自転車競技部所属競技者の登録は出来ない。但し学校単位での実業団事業への参加は認める場合がある。

## 2. 競技者の参加資格

(1) 実車連加盟チームに所属していること。参加カテゴリーについては当該年度の「実業団GUIDE」による。

(2) プロ登録競技者の場合、大会によっては制限を設ける場合がある。

実車連登録チームがUCI管理下のコンチネンタルチーム（プロコンチネンタルチームを含む）に登録した場合、「登録地が日本」であれば条件を付けない。

外国地登録のコンチネンタルチーム（プロコンチネンタルチームを含む）の場合でも実業団登録は認めるが、国内開催の国際大会への「実車連」チーム推薦の対象から除外する。（実車連大会後に設定されているポイントは付与する）

(3) 実車連加盟チームに所属している競技者が他のチームに移籍した場合、次の条件により認めるものとする。

シーズンオフの場合（前年度実車連事業終了～新年度登録終了まで）

a. 移籍の届け出が実車連になされた場合（双方承諾書必要）には、移籍競技者の個人ポイントは移籍したチームの得点とする。

b. 移籍の届け出なく実車連登録を行った場合には、登録は受け付けるが前年度獲得したポイントは移籍したチームの得点に加えない。但し、新チームで獲得したポイントは認める。

シーズン途中の場合（登録締切日以降～実車連事業終了まで）

a. 移籍の届け出が実車連になされた場合（双方承諾書必要）であっても、移籍競技者の個人ポイントは移籍したチームの得点に加算されない。但し、新チームで獲得したポイントは認める。

b. 移籍の承諾なく他の加盟チームに移籍した場合には、その年度の実車連大会に出場できない。但し、登録は受け付ける。この競技者の取り扱いについては、翌年度に上記のb項を適用する。

(4) 女子の競技者については、ジュニア年齢以上の「日車連」競技者であれば認める。但し、所属連盟の許可を必要とする。

## 3. 競技会参加の制限

(1) 会費未納入のチームに所属する競技者は、会費の納入があるまで、実車連が主催等で開催する大会に参加することはできない。

(2) 「実車連登録者」以外の競技者は、全日本実業団自転車競技選手権大会及び経済産業大臣旗全日本実業団対抗サイクルロードレース大会（以下「中央大会」という）に出場することはできない。但し、実車連が認めた場合はこの限りでない。

(3) 実業団ロードレース全大会における外国籍である実車連登録競技者のエントリーは、その大会にチームでエントリーした全員の40%の以内とする。（端数切り捨て）

## 4. 中央大会参加条件

参加基準としての予選会である、東日本、西日本大会への参加は、登録した支部に限らずいずれの支部の大会にも参加できる。両大会参加者の獲得ポイントはそのまま加算累計する。全日本選手権出場推薦はいずれの大会も対象とする。

## 5. 実車連代表の選出

「日車連」を始め他連盟及び競技会を主催する団体から実車連代表の「チーム又は競技者個人」の推薦依頼のあった場合の選考は、「実業団推薦基準」により行う。

- (1) 推薦基準となる選考対象大会は、原則として前年度及び当該年度の実車連事業カレンダーに記載され実施された「ランキングポイント付与の大会」とし、推薦方法は大会の成績における最新のランキング上位から順次とする。辞退があったときには繰り上げる。但し、主催者招待の場合はこの限りではない。
- (2) 大会毎のポイントは、年度始めの理事会において、大会ランクにより決定し設定する。  
ポイント付加の方法は、大会参加競技者の成績に応じて付与し、加算していくものとするが、前年獲得した同じ大会が終了したときに入れ替えるものとする。即ち、年度をまたいで1年間の対象大会のポイントが常に競技者個人の得点となる。  
チーム(団体)得点の付与は、大会毎のBR-1チーム所属競技者のポイント獲得上位5名の合計を加算したものとする。BR-2、3資格競技者のポイントは含めない。但し、外国籍競技者のポイントは、大会毎上位2名とする。
- (3) 推薦対象となる大会に出場できなかった場合の特別処置は、次のとおりとする。  
日本代表として海外大会に出場している場合には、当該年度の「実業団ガイド」に定める対象大会とする。その場合は、対象となる大会の5位に相当するポイントを付与する。但し、次の届け出及び条件による。
  - a. 当該大会の申し込み締め切り日までに、欠場の旨をエントリー表に明記すること。
  - b. 締め切り日以降、代表選手として海外、国内大会に参加している場合には、その旨、監督会議に書面(様式自由)をもって提出すること。
  - c. 代表選手としての拘束期間は、当該大会の1週間前後とする。  
(海外の場合、出発日、帰国日を含んでの日数とする。)
  - d. 猶予期間内に当該大会の出場は差し支えないが、5位に相当するポイントは完走を条件に与える。もちろん、5位以上の順位獲得の場合は、その順位のポイントとする。  
日本代表選手を決定する合宿に参加の場合は、特別処置の対象としない。  
個人あるいはチームが、強化のため海外、国内で行う合宿についての特別処置は対象としない。
- (4) 女子の場合、男子に準じて推薦の対象とする。
- (5) 代表選手の選考を行うときには、必要に応じ、選考委員会を設けることができる。
- (6) 選考委員会は、規約第24条(運営委員会、実行委員会)の規定を準用する。

## 6. 持ち回り賞品の取り扱い

競技会の入賞賞品はその競技会の参加者全員に公開する。但し、持ち回り賞品の取り扱いについては、各競技会の実行委員会で取り決める。

## 付 則

昭和63年	6月15日	連盟細則制定	
平成3年	4月28日	一部改正	
平成5年	3月7日	一部改正	
平成6年	3月25日	一部改正	
平成9年	2月15日	全面改正	付表付加
平成10年	2月15日	付表訂正	
平成12年	2月26日	一部改正	付表一部削除
平成14年	12月7日	一部改正	
平成17年	2月19日	一部改正	
平成17年	12月18日	一部改正	

## 付 表

今後は、該当年度の「実業団ガイド」に準じてロードレースおよびトラックレースのポイントを運用する。